



定期刊行 毎月10日  
1部8円  
発行人 村上智志  
編集責任 情宣部  
〒981-8545  
仙台市青葉区柏木一丁目2-45  
宮城県教職員組合  
電話 (234) 0141. 4161  
FAX (274) 2130  
E-mail miyakyoso@mtu.or.jp

号外 分会長様・校長様 至急回覧を!  
この文書は全校に送っています。  
2015年10月9日・賃金速報

ちよっとうれしいお知らせ

## 2015勧告後の県提示速報

# 月例給1,134円 ボーナス0.2月引き上げで、2年連続アップ!

宮城県は10月8日、県人事委員会勧告を受けて給与等に関し、民間を下回る較差1,134円を解消するため、4月に遡及しての俸給表の改定(+0.31%)と、一時金+0.2月分を改定する提示を組合に行いました。提示の概要は以下の通りです。また同時に、旅費の在勤地内旅行制度を廃止し、一律キロ32円とするなどの改正を提示しました。

年間約9万円のアップになります!  
しかし・・・

### 本年の提示のポイント

昨年に引き続き、月例給、勤勉手当(ボーナス)ともに引上げ

- ① 民間給与との較差1,134円(0.31%)を埋めるため、平成27年4月に遡及して適用する。
- ② 勤勉手当を引き上げ(0.2月分)平成27年12月1日改定
- ③ 地域手当(平成28年度改定分)と単身赴任手当(加算額)の改定



組合の要請の結果、給与・ボーナスのプラス改定はいいが、  
昨年度の「総合的見直し」の影響は大問題!

#### 組合の考え

一時金においては、今年度の国の勧告(0.1月)を上回る提示となりましたが、昨年度の人事委員会勧告で、国の勧告を0.1月減額された際の我々の強い抗議を受けての今回の勧告であり、この勧告が認められても国の水準にやっと追いつく状況でしかありません。また、「給与制度の総合的見直し」に対する現給保障が行われている人は増額分が相殺されるため、目に見えてアップするのは若年層となります。

これに先立って、宮城県人事委員会は10月5日、雇用と年金の接続への対応については、「再任用職員の増加に伴う諸課題について検討を進める」としており、具体案は無いものの、県に対する働きかけは多少は期待できる勧告になっています。また、公務運営の改善として、「看護のための特別休暇については、要件等の見直しを検討している」と初めて触れられており、この勧告が実りあるものになることが期待されます。

## 宮教組は、確定闘争へ向け、引き続きたたかいをすすめていきます

県の提示が出たことにより、宮教組は、三者共闘会議に結集し、確定闘争にとりくみます。また子どもたちの教育を守るために生活の不安なしに教育に専念できる教職員の賃金・待遇改善を行うよう、県当局や県教委と引き続き交渉していく決意です。\*検討している交渉予定は 10月22日(木)15時~場所:県庁2階 第2入札室です。